

政策調整会議の概要

開催日 平成22年11月12日(金)

◎項 目

- 1 1月の広報計画について【総務部】
- 2 TPP交渉について【農業振興部】
- 3 「教育の日」の制定について【教育委員会事務局】
- 4 その他

◎内 容

1 1月の広報計画について【総務部】

総務部から1月の広報計画(案)について説明を行った。

【概要説明】

- ・11月の新聞広告について、当初の計画を変更して、14日(日)に新資料館基本構想案に関するパブリックコメントの記事を掲載する予定。
- ・1月の広報紙「さんSUN高知」の県政ピックアップでは、知事の年頭所感の掲載と出会いのきっかけ応援事業に関する記事を想定している。また、特集では、地域支援活動の取り組みとして、地域支援企画員の活動を取り上げる予定。なお、新資料館の関係で記事の調整を行う可能性がある。
- ・新聞広告については、新図書館整備基本構想案と東西軸エリア活性化プラン案に関するパブリックコメントの実施に合わせた広告を予定している。
- ・30分の特別番組は、12月に放送する学力向上の取り組みとあったかふれあいセンターを中心にした高知型福祉の取り組みの再放送を行う。
- ・テレビの「おはようこうち」では、9日は知事の年頭所感、16日は12月末にオープンする土佐茶カフェの様子について、23日は国語シートの取り組みについて、30日は地域支援活動の取り組みについて想定をしている。
- ・ラジオの対談番組は、4日は1月10日に最終日を迎える龍馬博について、11日は2月から始まる「あったかパーキング制度」について、13日からは4回連続で地域支援活動の取り組みについて、27日は新図書館整備基本構想案のパブリックコメントについて想定をしている。
- ・テレビの「県民ニュース」は、龍馬博フィナーレ、新図書館整備基本構想案のパブリックコメント及び牧野植物園のイベントについて読み上げ形式で重点的に取り上げる。

(副知事)

- ・11月の新資料館基本構想案のパブリックコメントは、新図書館整備に関する議論と連動した動きがある可能性があるため、動きをよく注意しておくように。

2 TPP交渉について【農業振興部】

農業振興部からTPP交渉について説明を行った。

【概要説明】

- ・TPPとは、APEC(アジア太平洋経済協力会議)の参加国による貿易自由化の実現を目指す経済的枠組みである。2006年にシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国で締結をしたFTA(自由貿易協定)に端を発し、現在、アメリカとオーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアを加えた9カ国の間で交渉が行われている。
- ・日本政府は、11月9日に、TPPを含むEPAに関する基本方針を閣議決定した。その中で、EPAを進めるとともに、TPP協定については情報収集を進めながら対応していく必要があるとして、

国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始することとしている。併せて、特に農業分野については影響が大きいため、国内対策として農業構造改革推進本部（仮称）を設置し、農業改革に関する基本方針を来年6月を目処に決定して、10月を目処に行動計画を策定する。

- ・なお、農林水産省の試算によると、農産物の生産額は4.1兆円程度減少し、食料自給率は14%に下がる。品目別で見ると、米が90%、小麦が99%、砂糖が100%、乳製品が88%、牛肉が79%、豚肉が70%輸入品に置き換わるという計算になっている。これを高知県に置き換えると、米が125億円減、生乳が26.4億円減、牛肉が10.3億円減、豚肉が14.7億円減で、合わせて176.4億円減となる。なお、野菜や果実については影響の試算はしていないが、加工品の関税が下がった場合、影響が出てくる可能性がある。一方で、内閣府の試算ではGDPが最大0.65%、3.2兆円の押し上げ効果があるとされ、経済産業省の試算ではTPPに参加しないことでGDPが10.5兆円減少し、81.2万人の雇用減少が見込まれている。
- ・県の対応としては、本県の呼び掛けにより、四国知事会として11月8日に政府に対して緊急要望書を提出し、慎重に検討することと、国際貿易交渉に関しては国内農業の振興を損なわないよう「守るべきものは守る」というこれまでの政府の基本姿勢を堅持した対応を求めるよう要請した。
- ・本県では農業を中心にして影響が大きいため、国内対策などを見極めながら、対応を判断していかなければならない。
- ・他県の動きとしては、議会で反対決議が採択された自治体もあり、また、11月10日には全国農業協同組合中央会を中心とした反対集会が開催される一方で、経済三団体についてはTPP交渉への参加を求める緊急集会も開催されている。

3 「教育の日」の制定について【教育委員会事務局】

教育委員会事務局から「教育の日」の制定について説明を行った。

【概要説明】

- ・全国生涯学習フォーラム高知大会の取り組みの意義を一年限りとせず、県民の教育に対する関心を高めるとともに、県民一人ひとりが現在の教育の在り方について見つめ直し、考える機会を設け、行動する日とするため、毎年11月1日を「教育の日」と位置づけ、名称を「志・とき学びの日」とし、11月22日の生涯学習フォーラム高知大会閉会式において宣言を行う。
- ・これまで政府の教育改革国民会議において自民党を中心として「教育の日」を制定すべきだという運動があり、本県でも同様の動きがあった。また、昨年制定した高知県教育振興基本計画において、県や市町村、家庭が教育に同じ課題意識を持って取り組むこととしており、その仕組みとして「教育の日」の制定を考えていくべきだという提言を高知県教育振興基本計画推進会議からいただいた。
- ・11月1日は、昭和23年に教育委員会制度が創設された日であり、制度創設当初の「住民の意志で教育方針を決定していく」という理念から、全国的にもこの日を「教育の日」としている。
- ・実際の取り組みは、11月1日には教育の現状等を県民に広く広報し、課題等を知っていただく機会を設けるとともに、1日から7日を「とき学びの週間」とし、期間内には関連イベントを開催し、県民に参加していただく。なお、学校や市町村で実施している既存の事業に住民参加の場を設け、負担のない形で広げていきたい。また、1年に一回程度は関係団体による県民会議などを設けていきたい。
- ・教育委員会の関係団体や私学関係、大学関係については概ね賛同を得られている。商工会については、「日を制定したからといって気運が変わるわけではない」というご意見は頂いているが、ご意見を踏まえて、大きなイベントを打つというのではなく、既存の事業に組み込む形としているので、今後説明の上、理解を求めていきたい。

4 その他

(1) 高知県危機管理指針（仮称）について（危機管理部）

- ・現在、危機事象への対応については平成 15 年の副知事通知をもとに対応しているが、近年発生している S A R S や新型インフルエンザ、口蹄疫などの事案から、初動期における組織的対応や各部署の役割分担を明確化し、危機管理が組織的に迅速かつ効果的に実施するため、平成 15 年の副知事通知を再構築した危機管理指針（案）を作成した。
- ・指針の構成とポイントは、適切で速やかな対応ができること、危機に強い県庁づくりということを念頭に、「総則」「事前対策」「応急対策」「事後対策」の 4 項目で構成し、責任の明確化や役割分担の明確化、危機管理連絡員等を整備、事前の備え等について明文化している。また、主管課が明確でない場合の初動期について、その対応や体制の在り方などについても提案をしているので、ご意見等があればいただきたい。